

## 東大阪中央ロータリークラブ

創立 昭和47年2月20日  
例会日 毎週月曜日 12:30~  
例会場所 シェラトン都ホテル大阪  
事務所 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-38  
〒543-0027 ロイヤルパークス桃坂1112号  
TEL. 06(6772)2320  
FAX. 06(6772)2327  
E-mail:hrcr@at.wakwak.com



会長 切石博之  
会長エレクト 浅野光男  
副会長 宮崎康治  
幹事 細川勝治  
会報委員長 岡田忠彦

## BUILDING COMMUNITIES BRIDGING CONTINENTS

### 地域を育み大陸をつなぐ

2010~2011年度 国際ロータリー会長 レイ・クリンギンスミス

第1803例会 平成23年4月4日(月曜日) 第32号

#### 本日の例会

4月4日(月)第1例会

- ◎ソング 「君が代」「四つのテスト」
- ◎卓話 「高血圧とダイエット」  
(担当:岡田忠彦会員)
- ◎本日の献立 軽食

#### 次回の例会

4月11日(月)第2例会

- ◎卓話 「献血の輪の中に」  
ゲストスピーカー 大阪府赤十字血液センター  
献血部長 小川敏彦様  
(担当:宮田照男会員)
- ◎本日の献立 フランス料理

#### 前回の例会記録

3月28日(月)第3例会

- ◎ビジター 奈良RC 宮崎彰夫氏 他1名

#### 会長挨拶

会長 切石博之

東日本太平洋沖大地震から2週間以上が過ぎました。被害の全体がまだ把握されていません。弱り目に祟り目の原子力発電所の事故もまだ安全な状態になりません。余震もなかなかおさまらず、現地の被災者は大変な思いをされておられます。心からお見舞申し上げます。また、関東方面の計画性の無い計画停電の実施により各企業は計画が立たずに、本社機能を関西に移す計画がけ顕著になり始めております。こんな時に申し上げては何なんです。関西復興の起爆剤になるかもしれません。

さて、当クラブも東日本太平洋沖大震災に対する支援を行動に移さなければなりません。取り急ぎ、持ち回り理事会に於きまして会員一人当たり2万円の寄付をおねがいする事は決まりました。それとは別に、台湾の鹿港ロータリークラブから姉妹クラブである当クラブと長野県の松本西南ロータリークラブに対して約600万円の義援金を持参するとの連絡を頂きました。あわせて、松本西南ロータリークラブとの連絡窓口になるように依頼もありました。次週の理事会に於て次の事を速やかに決めなければなりません。

1. 当クラブの義援金総額と使途を明確に
2. 鹿港ロータリークラブの義援金について2姉妹クラブで折半か、共同事業にするのか
3. 義援金のお届け先  
鹿港ロータリークラブに使途を明確にする必要
4. 鹿港ロータリークラブの来日予定  
宿泊・懇親懇談の場の設営
5. 松本西南ロータリークラブとの連携、その他

近隣他クラブの情報を集めながら、会員皆様の協力を頂きながら進めてまいりたいと考えております。義援金の使途・鹿港ロータリークラブの受け入れ等のご意見があればお教え頂き、理事会に諮らせて頂きたいと思えます。今は多くの智恵やご意見が必要かと思えます。会長・幹事・事務局迄宜しくお願い致します。

#### 鹿港ロータリークラブからのお手紙

貴会、会員皆様方におかれましては、この大震災及び

大津波という大きな災難を免れ、お返事のお手紙を通じて皆様方が御無事であったことを知り、本当に何よりです。幣会会員一同はロータリーの奉仕精神及び我々ロータリーの友情関係をもって、早速3月17日に臨時会議を招集し、貴国の311大地震に対して被災者の救済のための決議をいたしました。よって、3月20日～21日の二日間にわたり、当会の創立者、幹事及び四名の前会長が随行して、各ロータリーの会員を訪問し、皆からの善意を示し、義援金として現在台湾ドル216万円を募金いたします。(日本円換算606万円)

当会の初步計画としましては、4月中に貴国へ送金させていただきますたく存じますので、誠にお手数をおかけいたしますが、どうか東大阪中央ロータリークラブ及び松本西南ロータリークラブの両ロータリークラブにお渡しする場所などの段取りをお願いいたします。また、両ロータリークラブを通じて被災地にお届けのほどよろしくをお願いいたします。

大切な命が救われるよう、一日も早い復興が出来ますよう心よりお祈りいたします。また、もし、もっとよりよい御提案などがございましたら、どうぞご教示いただければ幸いです。

では、貴クラブのご隆昌のことと、皆様方のご多幸ご健康をお祈りいたします。

## 幹事報告

幹事 細川勝治

1. 次週4月4日(月)例会終了後、第10回理事・役員会を5階カトリアの間で開催致します。理事・役員各位にはよろしくお願い致します。
2. ロスター用訂正シール、3枚をポストに入れておりますので、貼付をお願い致します。
3. 前回の例会で配布させていただきました次年度の理事役員及び委員会名簿に訂正がございましたので、本日新しい理事役員及び委員会名簿をポストに配布させていただきました。差替えをお願い致します。
4. 6月10日(金)の日台ロータリー親善会議は中止になりました。
5. 他クラブ例会変更及び休会の案内を掲示しています。

## 出席報告

岡田委員

本日の会員数	39名
本日の出席者数	28名
本日の出席規定適用免除会員	13名
本日の出席率	87.78%
3月7日の修正出席率	85.71%

## SAAニコニコ箱報告

岡本副SAA

切石会長 被災者の皆さん、頑張ってください。

細川幹事 頼りない幹事ももう少しです。がんばります。  
金子(誠)会員 卓話当番、お世話になります。  
佐藤会員 例会欠席。  
松岡会員 情報集会欠席のお詫びと災害地の迅速な復興を願います。

## 委員会報告

### 親睦活動委員会

副委員長 三木武志

親睦活動委員会です。本日は皆様に親睦活動行事の一部中止についてお知らせを致します。皆様ご存知のように東日本大震災発生により、甚大な被害の様子が日々伝えられております。このような事態を考慮いたしまして、理事役員会に諮りましたところ、予定を致しておりました4月7日の第3回ゴルフ同好会、及び5月21日の春の家族会、ともに控えるべきという結論にいたしました。また、東大阪みどりロータリークラブからも、4月12日に予定されておりました第2回東輪会ゴルフコンペの中止のお知らせが3月23日にきております。

このような事態に至り、開催に向け色々ご尽力いただきました皆様、並びに参加のご予定をさせていただいておりました皆様には、この場をお借りいたしましてお詫び申し上げます。またこのような事情をご考慮いただきまして、皆様には何卒ご理解とご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## クラブ会報・雑誌広報委員会

委員長 岡田忠彦

### 雑誌広報委員会よりお知らせ

読まれざるベストセラーと云われて久しいロータリーの友3月号は、皆さんに読んで頂き度い記事が沢山あります。是非今回は読んで下さい。

先ず横組みの記事

- ・27頁 未来の夢クイックガイドは、先日国際WCS委員長会議でも申し上げましたが、2013年度から実施されます。
- ・38頁 よねやまだより、米山学友の台湾での活動
- ・40頁 公益財団法人ロータリー日本財団の認定と税制上の優遇措置について

次に縦組みの記事では、

- ・2頁に子宮頸癌とHPVワクチン日本の今、と云う記事が5頁に亘って語られています。IM4組の我々の仲間の八尾中央RCの現会長の吉駒茂子氏が書かれました。奥様方や娘さん方には是非読んで貰いたいと思います。
- ・16頁の友愛の広場の17頁には、直前ガバナーの大谷透氏の九十会という記事もあります。東大阪中央ロータリークラブの皆さん、隅には読んで下さい。

## 国際奉仕委員会

岩橋 竜介

去る3月21日から26日まで日本国際飢餓対策機構の被災地支援のために、仙台を訪問しました。地震・津波発生から10日が経過した時点でしたが、被災地、特に津波の被害を受けた沿岸部は手つかずのまま、被災者への物資提供もままならない状況でした。ある避難所では支援物資があふれ、あるところでは、絶対的に足りないなど、いかに物資を必要とするところに届けるかが大きな問題でした。ガソリンなどの燃料不足は深刻で、数キロにわたって道路に給油待ちの車が駐車されていました。電気、水道の復旧はかなり進みましたが、ガスの復旧が遅れ、風呂やシャワーに入れない生活を余儀なくされています。深刻な問題は、自宅で生活している高齢者が、自宅難民化している現実でした。国際飢餓対策機構としても、ボランティアを用いて、個別に当たっていくように努めています。

## 卓 話

### 「健康保険制度の現状」

全国健康保険協会 大阪支部長 村松俊彦様

「協会健保について」

#### 1. 全国健康保険協会設立の背景・趣旨

- ・平成18年の医療改革の際、政府管掌健康保険について、保険者機能の発揮、加入者・事業者の意見反映、都道府県単位の運営等、効率的な保険運営を図るため、民営化が決定された。
- ・平成20年10月、全国保険協会が設立。政府管掌健康保険を国から引き継ぎ、運営することになった。
- ・協会は非公務員型法人であり、職員は民間職員。
- ・理事長及び47都道府県支部長には全て民間出身者を採用。職員の意識改革を図るとともに、民間のノウハウを積極的に取り入れ、業務の効率化やサービスの向上を推進。

#### 2. 全国保険協会の組織

- ・本部は都道府県47支部で構成、本部には事業主・加入者・学識経験者による運営委員会が、支部には事業主・加入者・学識経験者による評議会が事業主・加入者の意見に基づく自主自立の運営を行う。

#### 3. 協会健保の事業所の規模

- ・中小零細企業が多く、事業所数の6割が従業員4人以下、事業所数の3/4以上が従業員9人以下。
- ・0～74歳の者は国民健康保険3,950万人、全国健康保険協会3,470万人、健康保険組合3,030万人、共済組合900万人(21年3月末)の何れかに加入。75歳以上は後期高齢者医療制度に加入。

#### 4. 協会健保の保険財政の傾向(平成15年を1.00として)

- ・被保険者1人当たり保険給付費は(支出)は年々増加  
平成23年度1.18
  - ・被保険者1人当たり標準報酬月額(収入)は年々減少  
平成23年度0.96
- #### 5. 協会健保の単年度収支差と準備金残高の推移
- ・19年度から単年度赤字に、18年度に5,000億円あった準備金は21年度末で3,200億円のマイナス。借入れを行いながら医療費を支払っている。
  - ・3,200億円の赤字は22-24年度の3年間で返済の必要がある。
  - ・保険料率は全国平均21年度までは8.2%、22年度9.34%、23年度9.50%  
大阪府9.56、最高は北海道・佐賀県9.60、最低は長野県9.39%、東京都9.48%
- #### 6. 23年度保険料引き上げに際した、各都道府県支部評議会からの意見
- ・零細企業では社会保険の脱退。企業負担となる社会保険料の増加は雇用の悪化を招く。関東と関西、特に大阪では医療費支出に大きな差ある。
  - ・国民皆保険の中で、共済組合・健保組合の料率は7%半ばである一方、協会健保が9.5%であることを、国は無視できない。
  - ・毎年保険料が引き上げられれば、協会を辞める中小企業も益々増え、国民皆保険が崩壊する。
- #### 7. 健保組合との報酬格差の拡大
- ・15年度よりボーナスも含めた総報酬制へ移行してから、保険料の基礎となる報酬水準について、健保組合との格差は拡大。
  - ・15年度からの総報酬制導入とともに、中小企業の経営悪化に伴い、保険料率格差も拡大。9.34% : 7.62%、23年度は9.50 : ?
  - ・国庫補助率について、現行の16.4%から20%への引き上げ(所要2,500億円)を国に強く要望しているが、国家財政の制約から実現していない。
- #### 8. 協会健保の財政構造(21年度決算収支ベースによる)
- ・支出総額7.4兆円の内訳  
医療給付3.9兆円(58%)、高齢者医療制度への拠出等(介護分を除く)2.9兆円(39%)、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金等0.5兆円(6.9%)、検診費、保健指導費600億円(0.8%)、事務経費400億円(0.5%)
  - ・支出削減対策  
医療費の適正化として、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検、保険事業、医療費情報の提供、医療費分析等による健康づくりや意見発信。高齢者医療制度に対して保険事業により、将来の高齢者に係る医療費の抑制。各種手当金に対して不正受給の防止。事務経費削減、業務の適正化を図る。



# 公益財団法人ロータリー日本財団の認定と 税制上の優遇措置に関するお知らせ

## 公益財団法人ロータリー日本財団

一般財団法人ロータリー日本財団は、国際ロータリー(RI)のロータリー財団の協力財団として、寄付者が日本において税制上の優遇措置を得るために設立されました。

平成22(2010)年9月22日に公益認定申請をし、12月24日に約3か月という想定外の速さで、内閣総理大臣から、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条に基づき、待望の認定を受けました。

## 公益目的事業の趣旨

1. 個人が海外留学するためもしくは海外から日本へ留学するための奨学金(グローバル補助金における奨学金)およびロータリー平和フェローシップの付与
2. 非営利財団法人である国際ロータリーのロータリー財団の活動を支援するための、寄付金の提供

## 税制上の優遇措置

ロータリアンの皆さまからの寄付は2011年4月1日から、図の通り、税制上の優遇措置の対象となります。

なお、恒久基金への寄付につきましては、公益財団法人への寄付として法的に受け入れられるかどうかの調査中であり、現時点では税制上の優遇措置の対象外とさせていただきます。従って、恒久基金への寄付金は、RIのロータリー財団寄付金口座へのお振込みをお願いいたします。

これまでいただきました皆さまの寛大なご寄付に対し、あらためてお礼申し上げますとともに、今後ともロータリー財団およびロータリー日本財団への変わらぬご支援を、よろしくお願ひ申し上げます。

## 寄付金受入について

### 2011年4月1日開始

振込口座および送金明細書につきましては、変更となります

ので別途お知らせ申し上げます。

## ロータリー財団の認証

公益財団法人ロータリー日本財団発足による認証への影響はありません。

公益財団法人ロータリー日本財団への寄付は、全てロータリー財団の寄付として扱われます。認証および寄付累計も維持されます。なお、法人での寄付に対し、ポール・ハリス・フェローなどの個人の認証を受けることはできません。

## 税制上の優遇措置の対象となる寄付領収書

### ◇個人による寄付

所属クラブにまとめて送付します。

7月から12月までの寄付

→翌年1月末発送

1月から6月までの寄付

但し、初年度は2011年4月1日から6月30日までの寄付

→同年7月末発送

### ◇法人による寄付

随時

詳細は各地区ガバナー事務所へお知らせいたします。

この件に関する問い合わせ先:

国際ロータリー日本事務局財団室

TEL 03-3903-3192

